

文高行第360号
平成10年3月23日

文部大臣所轄学校法人理事長 殿

文部省生涯学習局長
長 谷 川 正 明

文部省高等教育局長
佐 々 木 正 峰

日本私立学校振興・共済事業団を通じた受配者指定寄附金制度の
拡充について（通知）

このたび、平成10年度税制改正により、所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37条第4項第2号^(*注1)の規定に基づき寄附金控除の対象となる寄附金を定めた大蔵省告示（昭和40年4月）第154号第2号の2により規定されている日本私立学校振興・共済事業団を通じた受配者指定寄附金制度につき、対象となる事業に追加がありました。

従来は、①寄附講座等における教育研究の実施に伴う経費をまかなうことを目的として設定される基金、②学費の貸与又は給付を目的として設定される基金、③教育基金に直接必要な資金の交付を行うことを目的として設定される基金については、運用果実をもって事業の経費に充てる基金のみが対象とされてきました。今回の改正においては、これらの①、②、③の基金につき、一定の期間に計画的に事業の経費の支出に充て使用することができる基金（以下「取崩し型基金」という。）についても対象とされることとなりました。

また、敷地、校舎その他付属設備の取得に要した借入金の返済費用に充てる寄附金については、従来は、学校教育法第1条に規定する学校についてのみ対象となっていました。学校教育法第82条の2^(*注2)に規定する専修学校（以下「専修学校」という。）も対象とされることとなりました。

その要件については、大蔵省との協議の結果、下記のとおりとすることとなりました。

記

- 1 従来受配者指定寄附金制度の要件のほか、以下の要件を満たすものについては、「取崩し型基金」として受配者指定寄附金制度の対象とすること。
(1) 寄附講座及び寄附研究部門における教育研究の実施に伴う経費をまかなうことを目

的として設定される「取崩し型基金」の要件

- ① 基金を計画的に使用する理由があり、その使用の期間は3年以内であること。
 - ② 当該寄附講座等が特定の者に特別の利益をもたらすものではないこと。（ただし、寄附者名を付した寄附講座は特定の者が特別の利益を受けるものには該当しない。）
 - ③ 当該寄附講座等の担当教員が他の寄附講座の担当教員を兼ねていないこと。
 - ④ 当該基金の経費の算定が適正に行われていると認められるものであり、かつ当該寄附講座等における教育研究を実施するにあたり直接必要な費用であること。（当該寄附講座等の教育研究の実施に直接要しない費用で学校法人会計基準という管理経費支出は該当しない。）また、基金の使用状況等につき毎年、決算後に日本私立学校振興・共済事業団に報告すること。
 - ⑤ 寄附講座等終了後、寄附金により購入した施設設備は担当教員ではなく、学校法人の所有に属するものとする。
 - ⑥ 仮に、当該基金の不正使用が認められた場合には、文部省が責任をもって対処するとともに、当該学部の当該基金に対する寄附金の募集は改善措置が講じられるまでは原則として認めないこととする。
 - ⑦ 寄附金に剰余金が生じた場合、又は不正使用が認められた場合に使用されていない寄附金の残額があった場合には、日本私立学校振興・共済事業団内にある学術研究振興基金に対して寄付するものとする。
- (2) 学校教育法第1条に規定する学校及び専修学校（学校法人（準学校法人を含む。）が設置するもので、高等課程（授業時間数が2,000時間以上のものに限る。）又は専門課程（授業時間数が1,700時間以上のものに限る。）を置くもの。）において学費の貸与又は給付を目的として設定される「取崩し型基金」の要件
- ① 必要とする奨学生への学費の貸与又は給付が不足することなど、基金を使用する理由があること。
 - ② 仮に、当該基金の不正使用が認められた場合には、主務官庁たる文部省が責任をもって対処するとともに、当該基金に対する寄附金の募集は改善措置が講じられるまでは原則として認めないこととする。
 - ③ 寄附金の不正使用が認められ、使用されていない寄附金の残額があった場合には、日本私立学校振興・共済事業団内にある学術研究振興基金に対して寄附するものとする。
- (3) 教育研究に直接必要な資金の交付を行うことを目的として設定される「取崩し型基金」の要件
- ① 基金を計画的に使用する理由があり、その使用の期間は3年以内であること。
 - ② 当該教育研究が特定の者に特別の利益をもたらすものではないこと。
 - ③ 当該教育研究の代表者が他の教育研究の代表者を兼ねていないこと。
 - ④ 当該基金の経費の算定が適正に行われていると認められるものであり、かつ当該

教育研究に直接必要な費用であること。（当該教育研究に直接要しない費用で学校法人会計基準にいう管理経費支出は該当しない。）また、基金の使用状況等につき毎年、決算後に日本私立学校振興・共済事業団に報告すること。

- ⑤ 基金により得られた研究成果については、学会等における発表を含め、適切な方法で公表すること。
- ⑥ 教育研究終了後、寄附金により購入した施設設備は、当該教育研究の代表者ではなく、学校法人の所有に属するものとする。
- ⑦ 仮に、当該基金の不正使用が認められた場合には、文部省が責任をもって対処するとともに、当該学部の当該基金に対する寄附金の募集は改善措置が講じられるまでは原則として認めないこととする。
- ⑧ 寄附金に剰余金が生じた場合、又は不正使用が認められた場合に使用されていない寄附金の残額があった場合には、日本私立学校振興・共済事業団内にある学術研究振興基金に対して寄附するものとする。

2 従来の受配者指定寄附金制度の要件のほか、専修学校（1（2）と同様。）が敷地、校舎その他付属設備の取得に要した借入金の返済費用に充てる寄附金を、次に掲げる機関が行っている融資の返済費用に充てるため日本私立学校振興・共済事業団を通じて募集する場合には、受配者指定寄附金制度の対象とすること。

- (1) 地方公共団体
- (2) 日本私立学校振興・共済事業団
- (3) 都道府県の私立学校の振興を目的とする公益法人
- (4) 上記（1）～（3）以外の機関

なお、この場合、当該機関が行っている融資の返済費用に充てるための寄付金については、当該融資について以下の要件を満たすこと。

- ① 融資を行う機関が都道府県の指定を受けているものであること。
- ② 融資の申請受付及び審査が都道府県において行われるものであること。又は、融資の申請が当該機関に対して行われる場合は、当該融資について、都道府県が融資の審査に実質的に関与していると認められるものであること。

※ 同趣旨の通知は、都道府県知事宛（平成10年3月23日文高行第360号）にも行っています。

（*注1）現・第37条第3項第2号

（*注2）現・第124条